

写

白環第361号  
平成26年8月6日

東京電力株式会社  
代表執行役社長 廣瀬 直巳 様

白井市長 伊澤 史夫

白井市  
長印

### 原子力損害賠償に係る質問について

本市では、福島第一原子力発電所事故に伴い、空間放射線量の測定、食品や飲料水中の放射性物質の検査、その他除染などの様々な放射線対策の実施を余儀なくされました。

これらの対策に要した費用については、貴社に対して損害賠償請求を行っているところですが、事故から約3年半が経過する現在において、貴社から支払われた賠償額は約3%という状況です。

これまで、本市は、貴社との賠償交渉に膨大な時間と労力を費やしてきました。

そこで、本市としては、今後もこれまでどおり当事者間での交渉を継続していくか、又は交渉を打ち切り第三者機関による裁定に委ねるかを判断するため、別添のとおり質問状を提出します。

ついては、この質問状に対して、責任の重大さを認識した上での誠実かつ明確な回答を求めます。また、これまで貴社からの回答で多く使用されてきた「個別の事情に応じて必要かつ合理的な範囲で対応する」、「具体的な事情を伺って適切に対応する」といった抽象的で曖昧な表現ではなく、具体的で明確な表現での回答を求めます。

なお、貴社からの回答の内容によっては、住民に広く対して公表することも検討することを申し添えます。

## 白井市からの質問・意見

### (1) 除染費用について〈項目12〉

当市は、平成24年4月に白井市除染実施計画を策定し、国が定めた基準に基づく範囲の除染に加えて、子どもへの影響の低減を早急に図るため、当市として独自に除染が必要と判断した場所等の除染を実施してきた。

当市として独自に除染が必要と判断した場所等の除染に要した費用は、その他の放射線対策に要した費用と合わせて、貴社に請求してきたところであるが、このうち除染費用については、現在までのところ、支払いが全く行われていない。そして、このことについて貴社は「放射性物質汚染対処特措法に基づき適切に対応していく」と述べるにとどまり、請求内容に対する個別の検討結果も示していない。

また、貴社が昨年12月に策定した「新・総合特別事業計画」(以下、「新事業計画」という。)においても、放射性物質汚染対処特措法(以下、「特措法」という。)施行前に実施した除染作業に係る費用等の賠償基準を検討・策定することや、国からの求償について、除染費用等の具体的な見通しの提示等を要請することは表明されているものの、除染が本格化した特措法施行以降に、自治体が独自の判断に基づいて行った除染の費用に対する支払いについては何ら示されていない。

しかし、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針(以下、「指針」という。)は、校庭・園庭における放射線量の低減措置について、「少なくとも、それが政府又は地方公共団体による調査結果に基づくものであり、かつ、政府が放射線量を低減するための措置費用の一部を支援する場合には、学校等の設置者が負担した当該措置に係る追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められる」としており、さらに、指針第2次追補は、特措法による財政措置の対象となるか否かに係わらず、必要かつ合理的な範囲の除染等に直接要する追加的費用については、賠償すべき損害と認められることを示している。

また、貴社も、新事業計画において、指針に基づき速やかに賠償を行うことを明記するとともに、「3つの誓い」として、賠償額の増加にとらわれず、最後の一人が新しい生活を迎えることができるまで賠償を貫徹することや、迅速かつきめ細やかな賠償を徹底すること等の理念を掲げている。

以上のこと踏まえ、貴社は、当市を含む各自治体が必要に迫られ、詳細測定の結果に応じた合理的な範囲を対象として、独自の判断に基づき行った除染の費用について、迅速かつきめ細やかに検討し賠償を貫徹していく意思を持っているのか、あるいは、賠償の必要がないものと考えているのか、具体的に説明願いたい。

#### 【質問の背景】

- 1 当市では、放射線対策に係る費用として、平成25年度までの合計で374,271,081円を

支出しており、このうち、国、県からの補助金等による歳入済額を除いた額は、266,221,769 円に上っている。この費用は全て貴社に請求しているところであるが、貴社からの支払い額はこのうち 7,727,637 円 (2.9%) にとどまっており、残る 258,494,132 円については未歳入の状態である。とりわけ、除染費用に係る未歳入額は、241,565,329 円と、未歳入額全体の大半を占めているが、貴社から支払いは全くなく、また、今日まで、支払いの意思があることも伝えられていない。

2 当市が独自に必要と判断した除染として、例えば、ある施設で除染実施の有無を判断する際、国の基準では、原則として当該施設内の空間線量率の平均値が  $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$  以上の場合のみ除染を行うこととされているが、当市では、平均値が  $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$  未満の施設であっても、校庭や庭といった人が日常的に利用する場所については、その場所自体の空間線量率が  $0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$  以上である場合は除染を行う必要があるものと判断してきた。

また、除染実施の有無の判断に用いる測定高さについて、国の基準では、子どもの生活空間となる施設については 1m または 50cm と定められているが、一般に子どもは大人より地面に直接触れる機会が多いことや、校庭・園庭等において放射性物質が付着した砂塵が風等により舞い上がり、吸引による内部被ばくの原因となることへの懸念等を考慮し、当市では、幼稚園、保育園、小・中学校及び砂場については、測定高さを 5cm と定めている。

国の基準は、長期的な追加被ばく線量を  $1\text{mSv}/\text{年}$  以下にすることを目指したものであり、個別の場所の差異に応じた上乗せ基準を設定することに合理性はないという見方もあるが、空間線量率は、数十 cm～数 m しか離れていない測定点間で大差が生じることもあり、施設内の単純平均値では実際の被ばく量とかけ離れた数値となる可能性が否定できない。また、国の基準は環境中の放射線による外部被ばくのみを対象としたものであり、砂塵の吸引等による内部被ばくの影響については、確定的な評価が存在しない。このような状況において、除染実施者である当市は、費用面も考慮した上で出来る限り安全側に立った判断を行ってきたものであり、当市が独自の判断に基づき実施してきた除染は、社会通念上合理的かつ相当であるものと確信している。

このため、これらの除染に要した費用は、明らかに福島第一原子力発電所事故により生じた損害に該当するものであり、貴社が一切の賠償責任を負うべきものである。